

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成及び数値地形図データファイル修正）

二 測量の地域 檀原市全域

三 測量の終了年月日 令和七年三月十三日